

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和8年3月10日（火） 8：20～8：27

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：高市早苗 内閣総理大臣  
林 芳正 国務大臣（総務大臣）  
平口 洋 国務大臣（法務大臣）  
茂木敏充 国務大臣（外務大臣）  
片山 さつき 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
松本 洋平 国務大臣（文部科学大臣）  
上野 賢一郎 国務大臣（厚生労働大臣）  
鈴木 憲和 国務大臣（農林水産大臣）  
赤澤 亮正 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
金子 恭之 国務大臣（国土交通大臣）  
石原 宏高 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
小泉 進次郎 国務大臣（防衛大臣）  
木原 稔 国務大臣（内閣官房長官）  
松本 尚 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
牧野 たかお 国務大臣（復興大臣）  
あかま 二郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
黄川田 仁志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
城内 実 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小野田 紀美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪席者：尾崎 正直 内閣官房副長官  
佐藤 啓 内閣官房副長官  
露木 康浩 内閣官房副長官  
岩尾 信行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○法律案	5件
○政令	4件
○議員提出法律案関係	1件
○人事	3件
○配布	1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○木原国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、尾崎副長官から御説明申し上げます。

○尾崎内閣官房副長官：法律案5件について、御決定をお願いいたします。まず、「裁判所職員定員法の一部改正法案」は、裁判所の事務を合理化・効率化すること等に伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する措置を講ずるものであります。

次に、「入管法及び入管法第2条第5号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部改正法案」は、査証免除対象者で本邦に短期間滞在して観光等の活動を行おうとするものについて、認証を受けたことを上陸条件等とする制度の創設等を行うほか、在留資格の変更の許可等に係る手数料の上限額を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、「旅券法の一部改正法案」は、一般旅券の発給等の申請に係る国に納付すべき手数料の額の改定等を行うものであります。

次に、「都市再生特別措置法等の一部改正法案」は、都市機能誘導区域に業務施設等の立地を誘導するための制度を創設する等の措置を講ずるものであります。

次に、「地域交通法の一部改正法案」は、地域公共交通特定事業について、休廃止されたバス路線等における運送を地方公共団体の支援により再び実施する事業を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「国民保護法施行令の一部改正令」は、国民保護措置等に要する費用のうち地方公共団体が負担するものの範囲に関する規定の整理を行うものであります。

次に、「令和7年等における特定地域に係る激甚災害及び適用すべき措置の指定令」は、令和7年等に発生した災害のうち、地滑り、豪雨等による16市町村の区域に係る13の災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定するものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部改正令」は、健康保険者等の合併等の場合における子ども・子育て支援納付金の額の算定の特例を定める等の改正を行うものであります。

次に、「特定複合観光施設区域整備法第9条第10項の期間を定める政令の一部改正令」は、区域整備計画について、国土交通大臣の認定を受けるための申請期間を新たに定めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、財務省大臣官房審議官細田修一に、米州開発銀行総務会第66回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、文部科学省及び防衛省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、文化庁長官都倉俊一が退官し、その後任に文化庁次長伊藤学司を充てるものであります。

次に、税所朗外124名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、準備のための案件といたしまして、議員提出法律案に対する国会法に基づく内閣の意見要旨について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、内閣意見を求められることを条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。近く衆議院災害対策特別委員会に提出予定の「地震防災対策特別措置法の一部改正法案」は、地震防災対策施設等の緊急整備に対する国庫補助率の嵩上げ措置の期限を令和13年3月31日まで延長するものであり、これに対する内閣の意見要旨は、「政府としては、特に異存はない。」というものであります。

○木原国務大臣：次に、総務大臣から御発言がございます。

○林国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。2人以上の世帯の1月の消費支出は、1年前に比べ実質1.0パーセントの減少となりました。「家庭用耐久財」などが増加となった一方、「交際費」や「通信」などが減少となっております。引き続き今後の消費支出の動向を注視してまいります。

○木原国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 ( 令和 8 年 )  
3 月 10 日 ( 火 )

## ◎ 法 律 案

資 料  
あ り

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案  
( 決定 ) ( 法務省 )
- 〃 ○ 出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難  
民認定法第 2 条第 5 号ロの旅券を所持する外国人  
の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する  
法律案 ( 決定 ) ( 法務・財務省 )
- 〃 ○ 旅券法の一部を改正する法律案 ( 決定 )  
( 外務・財務省 )
- 〃 ○ 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案  
( 決定 ) ( 国土交通省・内閣府本府・財務省 )
- 〃 ○ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一  
部を改正する法律案 ( 決定 ) ( 国土交通・財務省 )

## ◎ 政 令

資 料  
あ り

- 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置  
に関する法律施行令の一部を改正する政令  
( 決定 ) ( 内閣官房 )
- 〃 ○ 令和 7 年等における特定地域に係る激甚災害及び  
これに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
( 決定 ) ( 内閣府本府・総務・財務・  
農林水産・経済産業・国土交通省 )
- 〃 ○ 子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政  
令 ( 決定 ) ( こども家庭庁 )
- 〃 ○ 特定複合観光施設区域整備法第 9 条第 10 項の期  
間を定める政令の一部を改正する政令 ( 決定 )  
( 国土交通省 )

## ◎ 人 事

資 料  
あ り

- 財務省大臣官房審議官細田修一に米州開発銀行総  
務会第 66 回年次会合臨時総務代理たる日本政府  
代表代理を命ずること等について ( 決定 )

資料あり

○各府省幹部職員の任免につき、内閣の承認を得ることについて（決定）

〃 ☆元国土交通技官税所 朗外 1 2 4 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

☆家計調査報告

（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

準備のため

〔令和8年  
3月10日〕 (火)

◎議員提出法律案関係

資料あり

- 衆議院災害対策特別委員会において提出予定の地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案に対する国会法第57条の3に基づく内閣の意見要旨について（決定）（内閣府本府・財務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕